

## 学校法人自治医科大学役員退職手当規程

(昭和54年3月26日制定)

(総則)

第1条 学校法人自治医科大学の理事長、常務理事及び常勤の監事（以下「役員」という。）が退職した場合においては、この規程の定めるところにより退職手当を支給する。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき、その者の退職の日における報酬又は給料月額に100分の20以内の割合を乗じて得た金額とする。

(在職期間の計算)

第3条 在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数が生じたときは1月とする。

(再任の場合の取扱い)

第4条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役員又は役職を異にする役員に任命されたときは、その者の退職手当については引続き在職したものとみなして、第2条の規定により退職手当を支給する。この場合において、退職手当の基礎となる報酬については、役員を退職した日における報酬とする。ただし、役職を異にして任命された役員については、役員を退職した日における異なる役職ごとの報酬とする。

2 役員が、役員以外の学校法人自治医科大学の職員（以下「職員」という。）から引続いて役員に任命されたときは、その者の退職手当については、職員としての在職期間に対して別に定める職員の退職手当関係規程に基づき計算した額と第2条の規定による額との合計額を支給する。この場合において、退職手当の基礎となる給料月額又は報酬については、役員を退職した日における職員と役員ごとの給料月額又は報酬とする。

3 前項に規定する退職手当の額が、役員として在職した期間を引続き職員として在職した期間とみなして、職員の退職手当関係規程に基づき計算した額に満たない場合は、同項の規定にかかわらず、その職員の退職手当関係規程に基づき計算して得た額をその者の退職手当の額とする。

(退職手当の支給)

第5条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を本人に、本人が死亡したときはその遺族に支給する。

2 前項に規定する遺族の範囲及びその退職手当を受ける順位については、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条の2の規定の例による。

3 退職手当は、退職後可能な限り速やかに、通貨で直接支払う。ただし、本人（本人が死亡したときはその遺族。以下同じ。）からの申し出があった場合においては、その指定する本人の名義の預金口座への振込の方法によって支払うことができる。

(退職手当の支給制限)

第6条 退職手当は、学校法人自治医科大学寄附行為（昭和47年2月5日制定）第11条第1項第1号、第3号及び第4号の規定により解任された役員又は役員たるにふさわしくない行為があったと理事会及び評議員会の議決により認められた役員には支給しない。

(退職手当の支払いの差止め)

第7条 役員が刑事事件に関し起訴をされ、その判決の確定前に退職をした場合等における退職手当の支払いについては、国家公務員の例により差し止めることができる。

(退職手当の返納)

第8条 退職した役員に対し退職手当を支給した後において、退職者が在職期間中に役員たるにふさわしくない行為があったと理事会及び評議員会の議決により認められたときは、その支給した退職手当を返納させることができる。

(補則)

第9条 退職手当の支給手続その他この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この基準は、昭和54年3月26日から実施する。
- 2 昭和53年4月1日に在職する役員が、この規程の実施日以降に退職した場合における退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず当該退職の日における報酬又は給料月額に任命の日から昭和53年3月31日までの在職期間1月につき100分の45以内の割合を乗じて得た額と昭和53年4月1日から退職の日までの在職期間1月につき100分の36以内の割合を乗じて得た額の合計額とする。
- 3 前項の場合において在職期間の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数が生じたときは1月とする。ただし、在職期間の合計月数が第3条の規定により計算した在職月数を超えるときは、端数の少ない在職月数から1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しい場合は、後の在職月数から1月を減ずるものとする。
- 4 財団法人自治医科大学設立準備財団の役員として在職した期間はこれを通算する。

附 則

この基準は、昭和56年12月25日から実施し、昭和56年2月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成8年4月16日から適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職する役員が施行日以降に退職した場合における退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、施行日の前日における報酬又は給料月額に任命された日から施行日の前日までの在職期間1月につき100分の36以内の割合を乗じて得た額と当該退職の日における報酬又は給料月額に施行日から退職した日までの在職期間1月につき100分の28以内の割

合を乗じて得た額の合計額とする。

- 3 前項の場合において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）が生じたときは1月とするものとする。ただし、各在職期間の月数の合計が第3条の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときには後の在職期間の月数から同様に1月を減ずるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職する役員が施行日以降に退職した場合における退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、施行日の前日における報酬又は給料月額に任命された日から施行日の前日までの在職期間1月につき100分の28以内の割合を乗じて得た額と当該退職の日における報酬又は給料月額に施行日から退職した日までの在職期間1月につき100分の20以内の割合を乗じて得た額の合計額とする。
- 3 前項の場合において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）が生じたときは1月とするものとする。ただし、各在職期間の月数の合計が第3条の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときには後の在職期間の月数から同様に1月を減ずるものとする。

附 則

この規程は、平成22年6月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。